

令和元年8月2日

令和元年第2回

水戸市国民健康保険運営協議会

(資料)

水戸市保健福祉部国保年金課

報告事項

I 国民健康保険制度の概要について ※ 資料別紙

II 水戸市国民健康保険の状況について

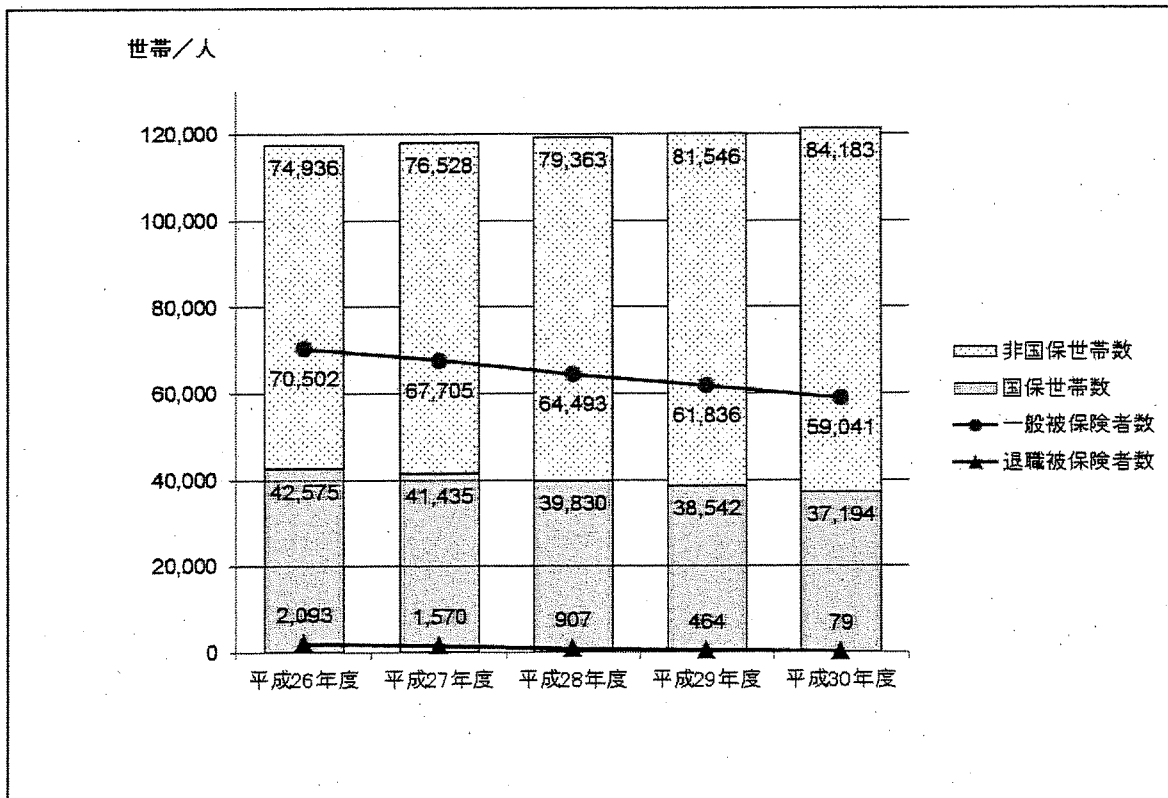
1 事業の年度別推移について（平成30年度は見込み）

(1) 国保世帯数及び被保険者数

（各年度末現在）

年 度	総 数		国民健康保険				加入割合	
	世帯数 (世帯)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	一般被保 険者数 (人)	退職被保 険者等数 (人)	合計 (人)	世帯数 (%)	被保険者 数 (%)
平成26年度	117,511	270,540	42,575	70,502	2,093	72,595	36.2	26.8
平成27年度	117,989	270,528	41,435	67,706	1,570	69,276	35.1	25.6
平成28年度	119,193	270,376	39,830	64,493	907	65,400	33.4	24.2
平成29年度	120,088	269,925	38,542	61,836	464	62,300	32.1	23.1
平成30年度	121,377	269,596	37,194	59,041	79	59,120	30.6	21.9

【図1：国保世帯数、被保険者数の推移】



(2) 国保会計の年度別収支

(単位：千円)

年度	歳入計 ①	歳出計 ②	差引額 (①-②) ③	前年度 形式収支 ④	単年度 収支 (③-④)⑤	国庫負担 金等の精算 ⑥	赤字解消 繰入金 ⑦	実質的な 単年度収支 (⑤+⑥-⑦)
平成26年度	27,264,840	26,864,138	400,702	△631,039	1,031,741	△218,272	930,470	△117,001
平成27年度	31,064,313	30,550,723	513,590	400,702	112,888	△158,579	507,922	△553,613
平成28年度	30,343,350	29,661,118	682,232	513,590	168,642	△205,450	0	△36,808
平成29年度	28,790,101	28,011,500	778,601	682,232	96,369	△337,001	0	△240,632
平成30年度	24,476,133	24,293,623	182,510	778,601	△596,091	—	0	△596,091

(3) 国保事業費納付金

(単位：円)

年度	総額			
		医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
平成30年度	8,090,571,524	5,740,663,869	1,711,056,747	638,850,908
平成31年度 (参考)	7,346,547,768	4,982,631,976	1,722,260,316	641,655,476

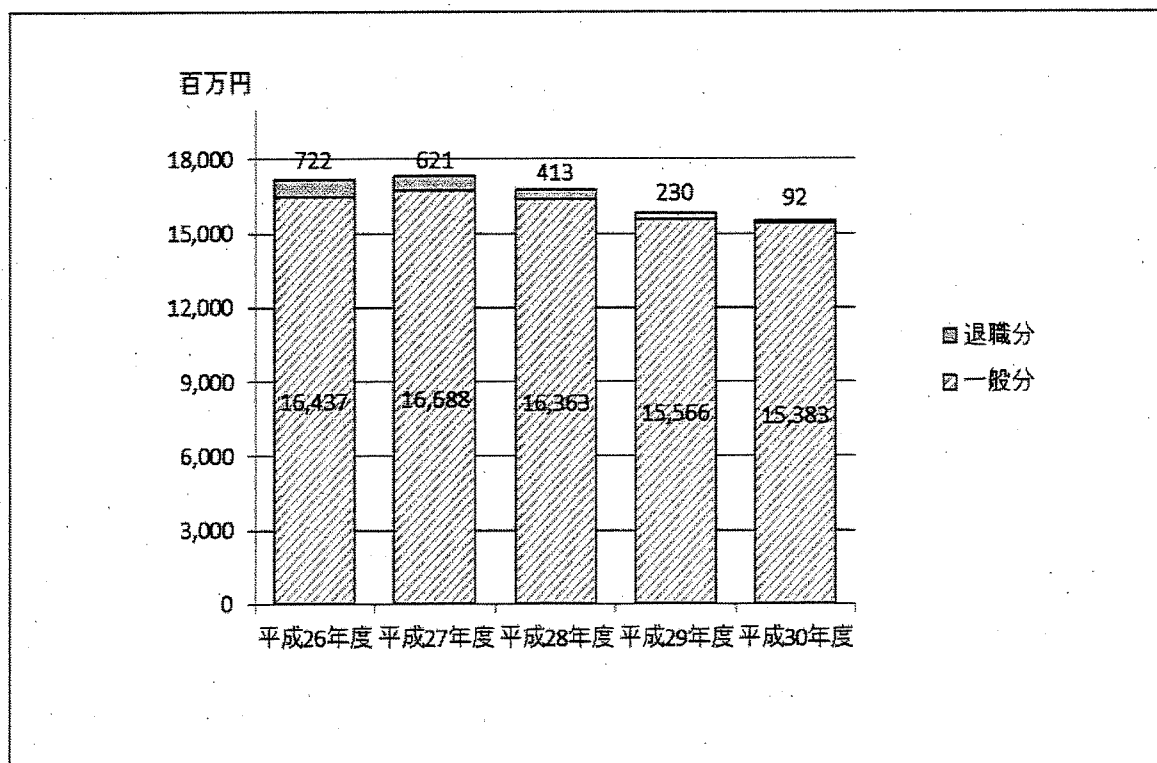
※平成30年から、県が負担する国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用、その他の国民健康保険事業に要する費用について、国民健康保険法に基づき市町村が県へ納付することとなった。

(4) 保険給付費

(単位：千円)

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保険給付費	17,159,287	17,309,808	16,776,321	15,796,268	15,475,196
一般被保険者分	16,437,272	16,688,407	16,363,327	15,565,788	15,382,878
療養給付費	14,424,420	14,567,119	14,170,570	13,518,918	13,375,276
療養費	151,389	136,792	135,850	117,965	100,884
審査支払手数料	53,181	51,257	55,380	52,435	50,932
出産育児一時金	143,113	154,392	125,279	110,000	89,361
葬祭費	17,050	19,100	18,200	18,100	15,500
高額療養費	1,646,854	1,759,707	1,855,635	1,747,187	1,749,518
高額介護合算療養費	1,256	40	2,379	1,183	1,407
移送費	9	0	34	0	0
退職被保険者等分	722,015	621,401	412,994	230,480	92,318
療養給付費	621,082	533,001	350,527	193,003	77,277
療養費	5,535	5,209	3,318	1,529	582
高額療養費	95,396	83,191	58,757	35,763	14,320
高額介護合算療養費	2	0	392	185	139
移送費	0	0	0	0	0
前年比	99.72%	100.88%	96.92%	94.16%	97.97%

【図2：一般・退職別保険給付費の推移】



(5) 1人当たりの年間医療費等

ア 一般被保険者分

(単位：円)

年度	入院	入院外	歯科	調剤	その他	計
平成26年度	93,665	101,935	21,114	53,703	5,045	275,461
平成27年度	93,626	101,257	21,575	65,583	4,957	286,998
平成28年度	98,569	103,703	21,978	62,795	5,175	292,219
平成29年度	99,631	104,426	21,701	61,966	5,605	293,329
平成30年度	101,059	110,789	22,564	60,600	5,779	300,791

※その他 「食事療養・生活療養、訪問看護」

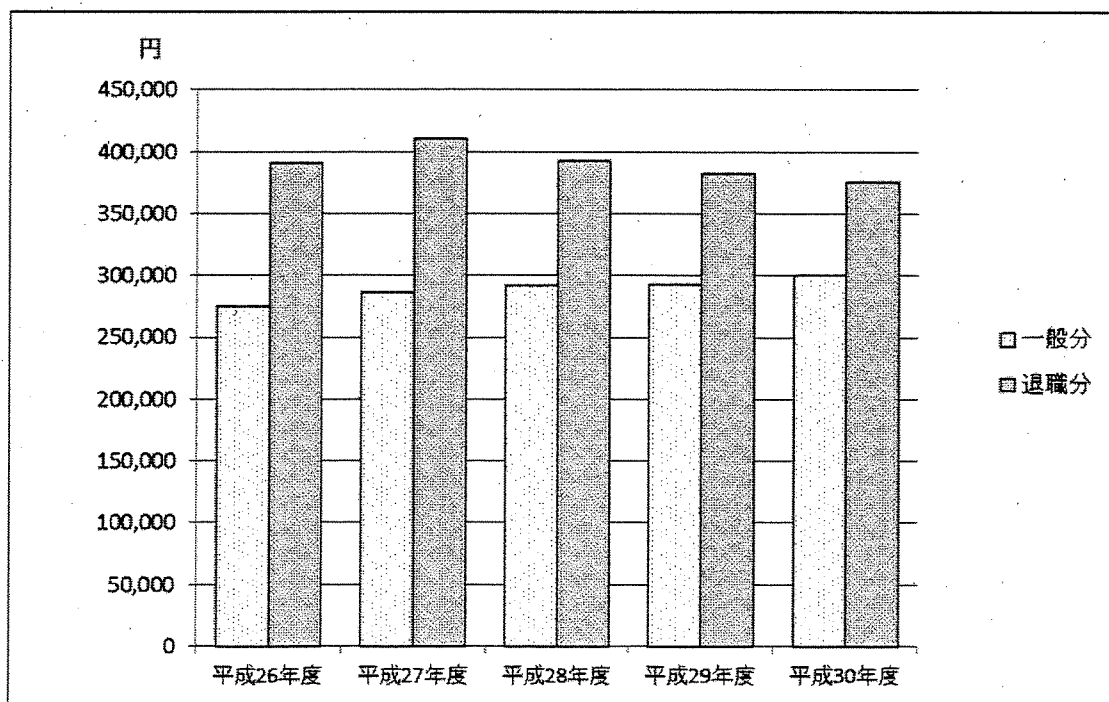
イ 退職被保険者分

(単位：円)

年度	入院	入院外	歯科	調剤	その他	計
平成26年度	129,604	154,925	27,458	72,341	6,370	390,699
平成27年度	133,332	152,196	29,590	85,442	10,131	410,691
平成28年度	139,217	136,936	27,534	78,272	10,806	392,766
平成29年度	115,266	145,780	30,170	81,827	9,383	382,426
平成30年度	110,509	151,021	28,178	81,966	4,094	375,968

※その他 「食事療養・生活療養、訪問看護」

【図3：一般・退職別1人当たりの年間医療費等の推移】

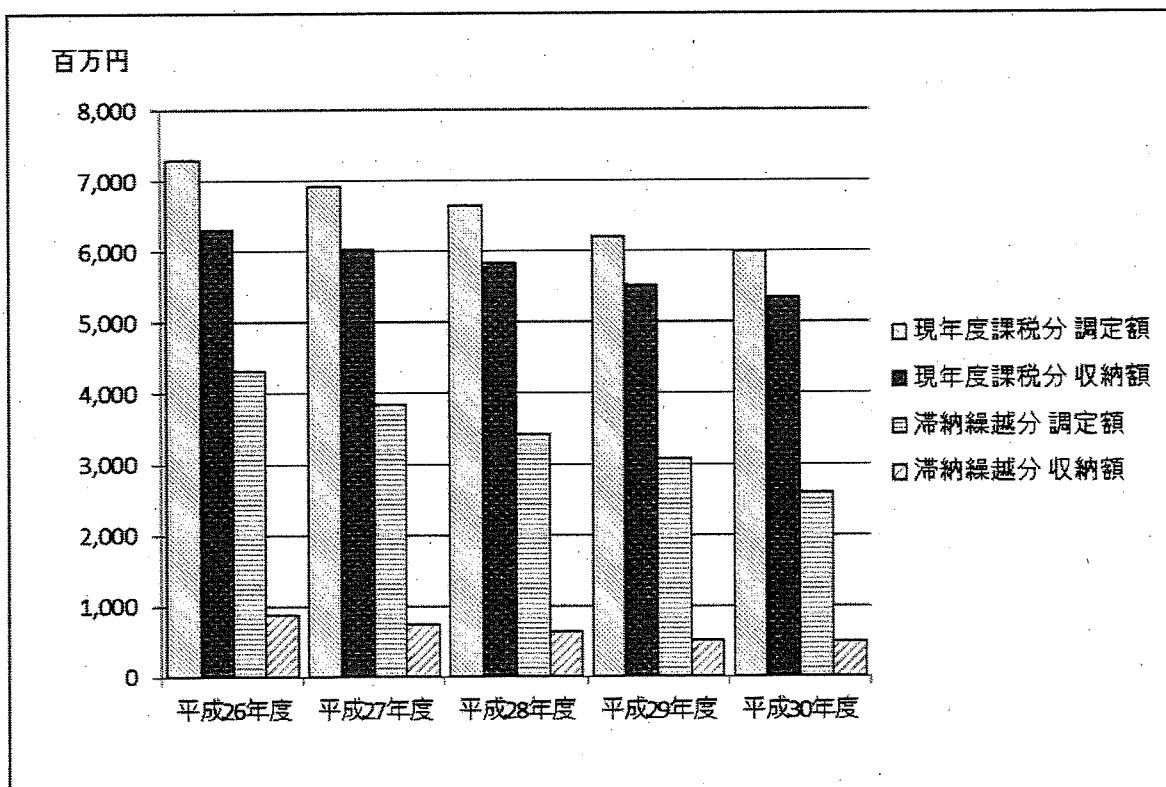


(6) 国保税の調定額及び収納額

(単位：千円)

年度	調定額			収納額		
	現年課税分	滞納繰越分	計	現年課税分	滞納繰越分	計
平成26年度	7,299,212	4,325,238	11,624,450	6,314,497	882,200	7,196,697
平成27年度	6,925,844	3,853,447	10,779,291	6,042,012	747,945	6,789,957
平成28年度	6,644,276	3,418,409	10,062,685	5,850,144	635,999	6,486,143
平成29年度	6,210,963	3,071,962	9,282,925	5,523,609	522,377	6,045,986
平成30年度	5,996,867	2,607,734	8,604,601	5,356,978	505,495	5,862,473

【図4：国保税調定額・収納額の推移】

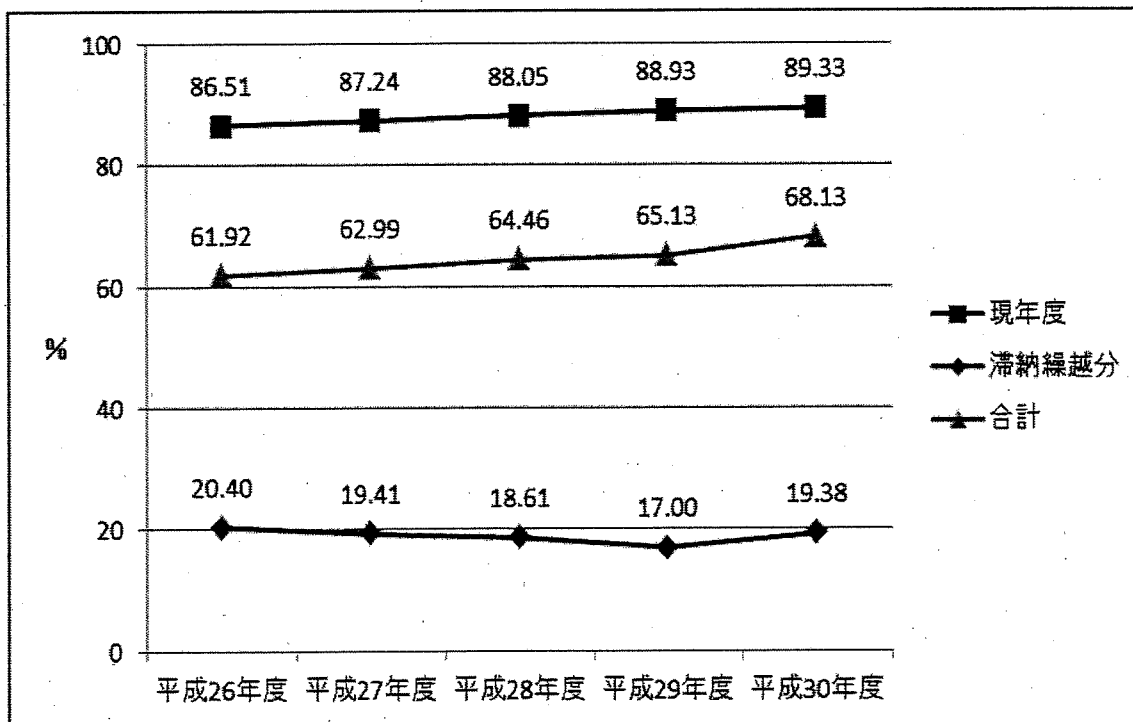


(7) 国保税の収納率

(単位：%)

年度	現年度	滞納繰越分	合計
平成26年度	86.51	20.41	61.92
平成27年度	87.24	19.41	62.99
平成28年度	88.05	18.61	64.46
平成29年度	88.93	17.00	65.13
平成30年度	89.33	19.38	68.13

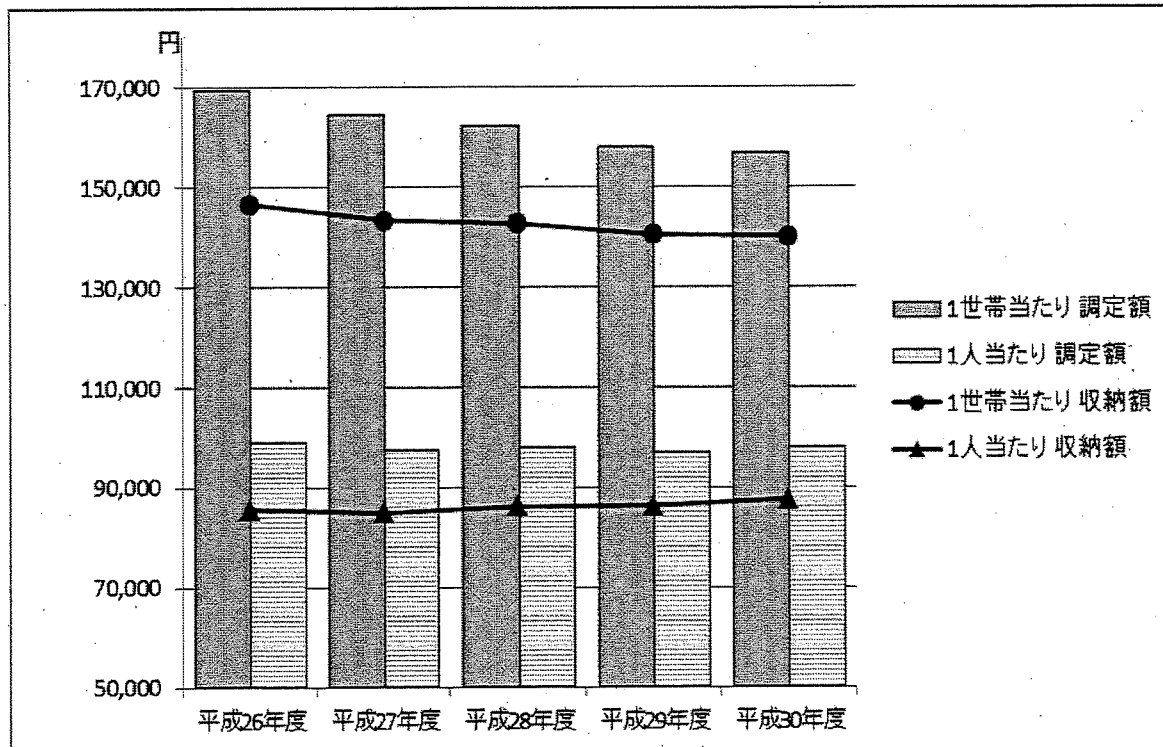
【図5：国保税収納率の推移】



(8) 1世帯及び1人当たりの調定額（現年度）及び収納額（現年度）

年度	1世帯当たり				1人当たり			
	調定額 (円)	前年度 比 (%)	収納額 (円)	前年度 比 (%)	調定額 (円)	前年度 比 (%)	収納額 (円)	前年度 比 (%)
平成26年度	169,394	97.0	146,580	97.9	98,820	98.6	85,511	99.5
平成27年度	164,329	97.0	143,359	97.8	97,323	98.5	84,903	99.3
平成28年度	162,178	98.7	142,794	99.6	97,828	100.5	86,135	101.5
平成29年度	157,979	97.4	140,496	98.4	97,008	99.2	86,273	100.2
平成30年度	156,855	99.3	140,118	99.7	97,914	100.9	87,467	101.4

【図6：1世帯当たり・1人当たりの調定額・収納額の推移】



(9) 国保税の賦課状況

年度		課税所得金額 (千円)	賦課限度額を超える額		軽減額	
			世帯	金額 (千円)	世帯	金額 (千円)
平成 26年度	医療分	48,911,386	924	404,285	20,950	706,320
	後期分	48,911,386	1,239	163,001	20,950	226,564
	介護分	22,858,789	656	74,436	9,943	97,171
平成 27年度	医療分	48,166,870	1,049	574,714	21,673	769,316
	後期分	48,166,870	1,047	188,641	21,673	248,404
	介護分	22,041,652	477	72,476	10,020	102,753
平成 28年度	医療分	45,309,217	937	470,841	21,373	749,206
	後期分	45,309,217	812	142,898	21,373	241,964
	介護分	20,515,199	434	66,254	9,615	98,653
平成 29年度	医療分	42,455,608	847	442,685	20,823	723,870
	後期分	42,455,608	781	137,003	20,823	233,941
	介護分	18,622,654	380	57,171	9,065	93,083
平成 30年度	医療分	43,934,728	714	630,840	20,671	712,633
	後期分	43,934,728	713	207,081	20,671	230,389
	介護分	19,411,384	358	94,204	8,737	89,177

(10) 国保税の税率等の改正の推移

年度／区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
医療分	所得割(%)	7.15						
	均等割(円)	23,000						
	平等割(円)	26,000						
	限度額(円)	510,000		520,000	540,000		580,000	610,000
後期分	所得割(%)	2.35						
	均等割(円)	7,000						
	平等割(円)	9,000						
	限度額(円)	140,000	160,000	170,000	190,000			
介護分	所得割(%)	2.05						
	均等割(円)	9,500						
	平等割(円)	5,500						
	限度額(円)	120,000	140,000	160,000				
改正要点と改正率		・歳入不足に対応 ・改正率: +9.2%	・法施行令改正に 基づく限度額の改正 ・5・2割軽減の拡 充	・法施行令改正に 基づく限度額の改正 ・5・2割軽減の拡 充	・法施行令改正に 基づく限度額の改正 ・5・2割軽減の拡 充	・法施行令改正に 基づく5・2割軽減 の拡充	・法施行令改正に 基づく限度額の改正 ・5・2割軽減の拡 充	・法施行令改正に 基づく限度額の改正 ・5・2割軽減の拡 充

(11) 特定健診及び特定保健指導の実施状況

			平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度		
特定健診	目標値	%	35	42	50	60	60		
	実績	対象者数	人	47,517	46,127	44,249	42,413	40,373	
		受診者数	人	11,895	11,937	11,943	11,407	10,809	
		受診率	%	25.0	25.9	27.0	26.9	26.8	
特定保健指導	目標値	%	30	40	50	60	60		
	実施	機 関 付 け 支 援	対象者数	人	1,228	1,163	1,166	1,132	1,160
			終了者数	人	199	105	132	69	136
	実績	支 援 的 積 極 的	対象者数	人	402	420	432	370	411
			終了者数	人	26	31	11	23	17
	実施率		%	13.8	8.6	8.9	6.1	9.7	

※ 平成30年度の数値は令和元年6月28日現在の速報値

(12) 平成 30 年度減免措置の状況（東日本大震災によるものを除く）

① 国民健康保険税

事由	件数	減免額（円）			
		医療	後期	介護	計
災害等（火災）	-	-	-	-	-
生活保護該当	104	569,900	184,900	71,500	826,300
その他	1	21,600	6,900	-	28,500

② 一部負担金等

減免実績なし

(13) 平成 30 年度東日本大震災による減免措置の状況

① 国民健康保険税

事由	減免率	件数	減免額（円）			
			医療	後期	介護	計
原子力事故	100	19	904,100	293,100	40,800	1,238,000

※ 平成 31 年度国保税の減免の延長について

減免の対象

福島第一原子力発電所事故によるもの

○帰還困難区域等及び上位所得層（600万円超）を除く旧避難指示区域等・
旧居住制限区域等の納税義務者の平成 31 年度分の保険税を免除

② 一部負担金等

事由	人数	減免額(円)
原子力事故	23	1,425,349

※ 平成 31 年度一部負担金等の免除の延長について

減免の対象

福島第一原子力発電所事故によるもの

○帰還困難区域等及び上位所得層（600万円超）を除く旧避難指示区域等・
旧居住制限区域等の被保険者等の令和 2 年 2 月診療分までを免除

2 平成30年度国民健康保険会計決算見込及び平成31年度当初予算

(単位:円)

歳 入								
款	平成30年度 当初予算額 (A)	決算見込額					(B) - (A)	平成31年度 当初予算額
		医療分	後期分	介護分	退職分	計 (B)		
1 国民健康保険税	6,092,680,000	4,032,302,006	1,316,746,684	493,083,965	20,340,149	5,862,472,804	△230,207,196	5,538,213,000
2 使用料及び手数料	4,108,000	4,768,345	-	-	-	4,768,345	660,345	3,662,000
3 国庫支出金	1,000	1,505,000	-	-	-	1,505,000	1,504,000	1,000
4 県支出金	17,327,277,000	15,602,535,040	-	-	91,540,014	15,694,075,054	△1,633,201,946	15,686,307,000
5 繰入金	1,984,686,000	1,538,980,972	330,772,364	114,931,664	-	1,984,685,000	△1,000	1,868,001,000
6 繰越金	501,798,000	665,060,036	57,993,663	30,835,279	24,712,359	778,601,337	276,803,337	147,465,000
7 諸収入	175,161,000	143,150,195	-	-	6,875,171	150,025,366	△25,135,634	143,351,000
合 計	26,085,711,000	21,988,301,594	1,705,512,711	638,850,908	143,467,693	24,476,132,906	△1,609,578,094	23,387,000,000

(単位:円)

歳 出								
款	平成30年度 当初予算額 (C)	決算見込額					(D) - (C)	平成31年度 当初予算額
		医療分	後期分	介護分	退職分	計 (D)		
1 総務費	219,711,000	206,110,786	-	-	-	206,110,786	△13,600,214	230,442,000
2 保険給付費	17,166,000,000	15,383,444,056	-	-	92,318,565	15,475,762,621	△1,690,237,379	15,558,000,000
3 国民健康保険事業費納付金	8,128,926,000	5,723,111,628	1,705,512,711	638,850,908	23,096,277	8,090,571,524	△38,354,476	7,367,547,000
4 共同事業納付金	10,000	3,318	-	-	-	3,318	△6,682	10,000
5 保健事業費	195,035,000	163,381,271	-	-	-	163,381,271	△31,653,729	189,800,000
6 基金積立金	1,000	-	-	-	-	-	△1,000	1,000
7 諸支出金	366,028,000	329,740,501	-	-	28,052,851	357,793,352	△8,234,648	31,200,000
8 予備費	10,000,000	-	-	-	-	-	△10,000,000	10,000,000
合 計	26,085,711,000	21,805,791,560	1,705,512,711	638,850,908	143,467,693	24,293,622,872	△1,792,088,128	23,387,000,000
						歳入歳出差引額	182,510,034	

県内市の国民健康保険の状況

参考資料① 国民健康保険診療費状況

保険者名	1人当たりの診療費					伸び率		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		H27/H26	H28/H27	H29/H28
	円	円	円	円	順位	%	%	%
水戸市	219,639	219,021	225,743	236,618	25	99.7	103.1	104.8
日立市	238,368	248,260	254,044	265,728	5	104.1	102.3	104.6
土浦市	228,272	234,285	239,648	252,648	14	102.6	102.3	105.4
古河市	214,009	228,472	239,155	253,126	12	106.8	104.7	105.8
石岡市	218,037	220,517	227,872	241,256	22	101.1	103.3	105.9
結城市	205,626	201,990	215,232	227,194	30	98.2	106.6	105.6
龍ヶ崎市	220,695	224,843	220,195	228,460	29	101.9	97.9	103.8
下妻市	211,292	220,769	230,807	243,302	20	104.5	104.5	105.4
常総市	219,491	220,430	231,232	244,119	19	100.4	104.9	105.6
常陸太田市	245,615	264,144	255,286	258,462	9	107.5	96.6	101.2
高萩市	258,885	260,084	253,924	262,341	6	100.5	97.6	103.3
北茨城市	263,765	263,083	273,901	289,474	1	99.7	104.1	105.7
取手市	238,221	236,681	239,392	252,434	15	99.4	101.1	105.4
那珂市	234,181	242,937	242,761	251,479	16	103.7	99.9	103.6
常陸大宮市	232,324	231,653	249,448	256,515	11	99.7	107.7	102.8
鹿嶋市	221,257	230,240	252,889	272,528	2	104.1	109.8	107.8
神栖市	201,589	210,021	214,860	236,801	24	104.2	102.3	110.2
潮来市	221,399	228,479	241,052	260,582	7	103.2	105.5	108.1
牛久市	227,372	244,659	250,641	259,511	8	107.6	102.4	103.5
守谷市	208,298	204,947	220,379	224,796	31	98.4	107.5	102.0
つくば市	210,772	222,636	227,893	232,335	26	105.6	102.4	101.9
ひたちなか市	223,412	233,765	234,483	246,148	18	104.6	100.3	105.0
稲敷市	239,755	258,977	257,757	268,860	4	108.0	99.5	104.3
坂東市	209,515	218,638	226,205	238,747	23	104.4	103.5	105.5
筑西市	231,988	233,792	246,179	257,363	10	100.8	105.3	104.5
かすみがうら市	237,954	239,116	257,172	270,441	3	100.5	107.6	105.2
行方市	212,048	207,093	218,427	230,704	28	97.7	105.5	105.6
桜川市	219,145	238,356	237,050	248,017	17	108.8	99.5	104.6
銚田市	195,539	197,301	195,872	203,855	32	100.9	99.3	104.1
つくばみらい市	237,041	225,696	243,513	252,663	13	95.2	107.9	103.8
笠間市	218,457	225,022	232,541	243,206	21	103.0	103.3	104.6
小美玉市	210,687	222,000	223,978	232,335	27	105.4	100.9	103.7
32市単純平均	224,208	229,935	236,860	248,189		102.6	103.0	104.8

参考資料② 一般会計法定外繰入金の状況

保険者	1人当たりの一般会計法定外繰入金				
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
	円	円	円	円	順位
水戸市	14,553	8,649	1,542	3,264	19
日立市	1,308	1,279	3,917	1,350	25
土浦市	14,442	14,586	15,237	13,544	3
古河市	13,019	26,082	18,924	10,839	5
石岡市	4,548	4,633	3,391	3,493	18
結城市	7,257	6,802	1,411	1,401	24
龍ヶ崎市	4,855	5,392	4,365	3,165	20
下妻市	6,833	6,263	6,601	5,497	15
常総市	694	2,236	14,585	4,661	17
常陸太田市	7,472	15,478	25,730	23,259	2
高萩市	2,887	2,949	11,507	5,522	14
北茨城市	6,553	4,366	4,365	12,315	4
取手市	552	543	165	0	29
那珂市	6,564	3,328	6,898	7,253	10
常陸大宮市	18,430	25,199	26,283	8,055	8
鹿嶋市	6,409	975	0	0	29
神栖市	4	3,969	20,796	6,813	11
潮来市	22,429	26,150	18,447	325	27
牛久市	10,785	13,527	4,668	0	29
守谷市	33	47	49	45	28
つくば市	8,399	12,959	11,789	10,344	6
ひたちなか市	13,165	10,718	32,444	25,268	1
稲敷市	11,631	26,822	16,693	7,972	9
坂東市	22,934	2,093	6,571	0	29
筑西市	9,148	18,012	22,426	5,631	13
かすみがうら市	22,417	15,754	5,830	1,277	26
行方市	14,192	11,518	8,366	4,886	16
桜川市	14,817	17,103	17,285	8,220	7
銚田市	17,412	7,207	11,336	5,665	12
つくばみらい市	3,089	5,412	1,577	1,834	22
笠間市	3,464	1,355	724	1,579	23
小美玉市	10,600	15,315	17,744	2,072	21
32市単純平均	9,403	9,898	10,677	5,798	

参考資料③ 国民健康保険税収納率一覧（現年度分）

保険者名	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	%	順位	%	順位	%	順位	%	順位
水戸市	86.33%	31	87.03%	30	87.82%	30	88.70%	30
日立市	92.74%	7	93.23%	7	93.11%	11	93.73%	11
土浦市	86.74%	29	86.78%	31	87.77%	31	88.29%	31
古河市	90.07%	21	90.90%	20	91.90%	17	92.61%	19
石岡市	90.13%	20	90.99%	17	91.14%	20	92.02%	20
結城市	92.93%	4	93.33%	5	93.87%	5	94.31%	5
龍ヶ崎市	91.93%	12	93.22%	8	93.70%	7	94.00%	9
下妻市	92.57%	9	92.60%	10	93.48%	9	94.64%	4
常総市	89.55%	23	89.42%	25	90.41%	24	90.96%	27
常陸太田市	94.50%	1	95.27%	1	95.78%	1	95.73%	2
高萩市	92.86%	5	92.41%	11	92.90%	12	93.68%	12
北茨城市	89.17%	25	88.77%	28	89.07%	28	91.19%	26
取手市	91.48%	13	91.69%	16	92.27%	16	92.80%	16
那珂市	90.03%	22	91.82%	15	92.86%	13	93.40%	14
常陸大宮市	92.30%	11	92.32%	12	93.85%	6	94.01%	8
鹿嶋市	88.75%	26	89.68%	24	90.17%	26	91.86%	21
神栖市	83.31%	32	84.82%	32	86.13%	32	88.24%	32
潮来市	93.53%	3	93.79%	4	94.64%	2	94.22%	6
牛久市	92.57%	9	93.27%	6	93.62%	8	94.07%	7
守谷市	92.58%	8	92.70%	9	93.28%	10	93.67%	13
つくば市	90.14%	19	90.67%	22	91.07%	22	91.29%	25
ひたちなか市	90.65%	16	90.95%	18	91.79%	18	93.98%	10
稲敷市	89.32%	24	90.04%	23	91.10%	21	91.77%	23
坂東市	90.36%	18	90.74%	21	91.56%	19	92.75%	17
筑西市	88.32%	27	89.02%	27	88.94%	29	89.15%	29
かすみがうら市	90.42%	17	90.91%	19	91.02%	23	91.39%	24
行方市	92.80%	6	93.92%	3	94.58%	4	96.51%	1
桜川市	91.34%	14	91.86%	14	92.28%	15	92.71%	18
鉾田市	90.81%	15	91.94%	13	92.42%	14	92.95%	15
つくばみらい市	93.72%	2	94.33%	2	94.63%	3	95.61%	3
笠間市	88.06%	28	89.22%	26	90.41%	24	91.81%	22
小美玉市	86.74%	29	88.27%	29	89.59%	27	90.45%	28
32市単純平均	90.52%		91.12%		91.79%		92.58%	

3 平成 30 年度取組状況

(1) 医療費の適正化について

① ジェネリック医薬品の希望シール配布・差額通知

- ・ 被保険者証送付時に、希望シール（保険証の臓器提供意思表示欄保護シールとの兼用）を配布した。
- ・ ジェネリック医薬品を利用した場合の自己負担額の差額を記載した差額通知を行った。
（平成 30 年度発送数 1,863 通）

【ジェネリック医薬品使用割合推移】

	代替可能 先発医薬品数 ①	後発医薬品数 ②	合計 ③ (①+②)	割合 (%) ②/③
平成 28 年 3 月	1,823,834	2,669,180	4,493,014	59.4
平成 29 年 3 月	1,431,724	2,667,345	4,099,069	65.1
平成 30 年 3 月	1,251,785	2,835,379	4,087,164	69.4
平成 31 年 3 月	1,008,309	2,896,418	3,904,727	74.2

② 医療費通知

- ・ 2 か月に一度、年 6 回通知を行った。（平成 30 年度発送数 167,061 通）

③ レセプト点検

- ・ 内容点検（過誤調整）

国保連合会へ事務委託するとともに、柔道整復等施術分について市嘱託職員 1 名による点検業務を行っている。

【効果額実績】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
内容点検による効果総額	19,955 千円	28,437 千円	21,041 千円
被保険者 1 人当たり	294 円	444 円	344 円

※平成 30 年度は、見込値

④ 多重・頻回受診者の訪問指導

- ・ 雇い上げ保健師または保健センター保健師による訪問指導を実施した。

対象者：1 か月当たり同診療科目 2 か所以上の者

1 か月当たり受診回数が 15 回以上の者

平成 30 年度実績：21 件を抽出。実施 17 件，不在 4 件

⑤ 特定健診等の受診率向上

【周知】

- ・市広報紙や市ホームページに特集記事を掲載し周知を図った。また、来庁者に健診の意識づけをするため、市民課モニターで受診を呼びかけた。(9月：特定健診受診促進月間，1月：追加健診のお知らせ)
- ・内原商工会議所に特定健診のポスターを配布し，周知を図った。

【受診券の送付】

- ・6月：40歳以上の国保被保険者に受診券を一斉送付。(46,250件)
申し出があった年度途中国保加入者に随時受診券を送付。(133件)
- ・12月：年度途中国保加入者に受診券を送付。**(新規)**
54歳から64歳(418件) ※追加健診のお知らせを同封する。

【受診勧奨】

- ・未受診者受診勧奨を実施
10月 10,601件 医療費分析に基づき，抽出した対象者に封書を送付**(新規)**
対象者：(1)平成29年度未受診者のうち，生活習慣病に関するレセプト有りの者
41歳から72歳(2,604件) ※情報提供事業の案内を同封
(2)平成29年度未受診者のうち，生活習慣病に関するレセプト無しの者
45歳から66歳(7,997件)
1月 4,729件 はがきを送付
対象者：平成26～29年度に1回以上特定健診の受診歴のある40歳から72歳の者
- ・治療中の対象者への受診勧奨について特定健診実施医療機関に依頼を行った。市内薬局にポスター掲示等について協力を依頼した。
- ・農業従事者健診を特定健診として実施した。(166件)

【情報提供】

- ・事業者健診等受診者に結果提供の働きかけを行った。(42件)
- ・特定健診実施医療機関に，情報提供の依頼のため説明に出向いた。
医療機関が持つ診療情報から，特定健診に係る検査項目を情報提供してもらった。(158件)
- ・水戸市商工会議所及び勤労者福祉サービスセンターの会報誌に，情報提供依頼の記事を掲載した。

⑥ データヘルス計画における保健事業

- ・健診異常値放置者への受診勧奨(H29年度から)
特定健診とレセプト情報のデータ分析結果を基に，健診結果が要精密となっているにもかかわらず医療機関受診のない者に対し，医療機関受診勧奨の案内を送付した。(641件)
- ・ロコモティブシンドローム予防事業**(新規)**
COPD(慢性閉塞性肺疾患)予防事業**(新規)**
集団健診会場で，受診者にロコモティブシンドロームとCOPDの予防について，周知啓発した。
- ・糖尿病性腎症重症化予防事業(H29年度から)
特定健診の結果，HbA1c高値者への通知や訪問・電話による受診勧奨(通知158件，訪問4件，電話13件)

ロコモティブシンドロームとCOPDの周知度アンケート集計結果

問1 あなたは、ロコモティブシンドローム(運動器症候群)という言葉やその意味を知っていましたか。(人)

	言葉も意味も知っている。	言葉も知っていたし、意味も大体知っていた。	言葉は知っていたが、意味はあまり知らなかった。	言葉は聞いたことがあるが、意味は知らなかった。	言葉も意味も知らなかった。(今回初めて聞いたを含む)	無回答	合計
女性	119	92	119	106	1,126	4	1,566
男性	442	303	337	188	1,358	0	2,628
計	561	395	456	294	2,484	4	4,194

「言葉も意味も知っている。」「言葉も知っていたし、意味も大体知っていた。」と答えた人は、女性が13.5%、男性が28.3%、全体だと22.8%の人が知っていると回答しました。

問2 あなたは、COPD(慢性閉塞性肺疾患)という言葉やその意味を知っていましたか。(人)

	言葉も意味も知っている	言葉も知っていたし、意味も大体知っていた。	言葉は知っていたが、意味はあまり知らなかった。	言葉は聞いたことがあるが、意味は知らなかった。	言葉も意味も知らなかった。(今回初めて聞いたを含む)	無回答	合計
女性	171	89	83	55	1,167	1	1,566
男性	376	170	183	101	1,796	2	2,628
計	547	259	266	156	2,963	3	4,194

「言葉も意味も知っている。」「言葉も知っていたし、意味も大体知っていた。」と答えた人は、女性が16.6%、男性が20.8%、全体だと19.2%の人が知っていると回答しました。

(2) 国保税収納率の向上について

① 現年度課税分の収納対策の強化及び滞納繰越への移行の抑制

- ・新規滞納を抑制するため、現年度強化月間を設け、文書による一斉催告を実施した。
- ・換価の容易な預貯金、生命保険、給与等の債権を中心に財産調査を実施し、早期整理に努めた。
- ・滞納額 10 万円以下の小口案件等について嘱託員の活用を図り、職員が滞納処分に専念できる環境を作り、早期解決を図った。
- ・あらゆる機会を捉え納期内納付、口座振替の促進に努めた。

② 滞納繰越分の早期着手及び早期整理

- ・10 月までの間に徹底した財産調査等を行い、速やかに滞納処分を執行した。
- ・換価の容易な預貯金、生命保険、給与等の債権を中心に財産調査を実施し、早期整理を図るとともに、不動産差押案件の整理に取り組んだ。
- ・捜索の強化を図り、事前の財産調査と合わせ徴収の可否を判断し処分に繋げた。

③ 長期・高額滞納者に対する整理方針の明確化及び滞納整理の強化

- ・滞納額 150 万円以上の高額滞納事案に対し検討会を行い、滞納状況に応じた効果的な施策を検討し、整理した。
- ・不動産差押えをしている案件に対し、各種調査を実施し、公売による換価を進め事案解決を図った。

④ 課税課との連携の強化

- ・国民健康保険と社会保険の二重加入の解消に向け、国保年金課と連携を図った。

⑤ 納付機会の拡充

- ・口座振替及びクレジット払いの案内パンフレットの配布
各出張所、市民センター、市内各金融機関の窓口に設置
納税通知書に同封（固定資産税・軽自動車税・市民税・国民健康保険税）
市県民税申告会場での申告者への配布
- ・納税者の利便性向上を図るためのキャッシュレス決済導入に向けた検討

⑥ 広報活動

- ・広報みと、市ツイッターによる納期限及び口座振替の周知
- ・庁内放送による納期限の周知
- ・納期限一覧表の配布
各出張所、市民センター、市内各金融機関の窓口に設置

⑦ 短期被保険者証及び限度額適用認定証の交付に併せた取組

- ・原則、過去 3 か年で滞納期別数が 5 期以上の被保険者へ短期被保険者証（有効期間 6 か月）を交付する。
- ・被保険者が高額医療を受ける際、医療機関に提示する限度額適用認定証の発行時に、滞納者について納税相談後に交付する。

Ⅲ 今後のスケジュールについて

水戸市国民健康保険運営協議会開催スケジュール表（案）

項目	令和元年					令和2年			
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
国保税率 改正等	○ 第2回 国保運営協議会 (諮問)				● 納付金算定結果の通知 (仮係数)	○ 第3回 国保運営協議会 (検討)	○ 第1回 国保運営協議会 (答申)	● 納付金算定結果の通知 (確定係数)	○ 第2回 国保運営協議会

国民健康保険運営協議会の設置について

○国民健康保険法

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

- 第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 2 国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 3 前2項に定める協議会は、前2項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第1項に定める協議会にあってはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあってはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。
- 4 前3項に規定するもののほか、第1項及び第2項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

○国民健康保険法施行令

(国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織)

- 第3条 法第11条第1項に定める協議会（第5項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者を代表する委員をもつて組織する。
- 2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の2分の1以上当該数以内の数とする。
- 3 法第11条第2項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。
- 4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。
- 5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第5条第1項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

- 第5条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。
- 2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

○水戸市国民健康保険条例

(委員の定数)

- 第2条 水戸市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 4人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- (3) 公益を代表する委員 4人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

○水戸市国民健康保険規則

(所掌事項)

第2条 水戸市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)は、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 一部負担金の負担割合に関する事項
- (2) 一部負担金の減免に関する事項
- (3) 保険税の賦課方法に関する事項
- (4) 保険税の減免に関する事項
- (5) 保険給付の種類及び内容に関する事項
- (6) 保健事業の実施大綱の策定に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営上重要な事項

(会長)

第3条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(会議)

第4条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、市長から諮問があったとき、又は委員の半数以上から審議すべき事項を示して会議の招集の請求があったときは、その諮問又は請求のあった日から7日以内に会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、市長に通知しなければならない。

4 会長は、会議の議長となる。

5 会議は、条例第2条各号に掲げる委員の各1人以上を含む過半数以上の委員の出席がなければ開くことができない。

6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(除斥)

第5条 会長及び委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事項については、その議事に加わることができない。ただし、協議会の同意があったときは、その会議に出席し、発言することができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健福祉部国保年金課において行う。

(会議録)

第7条 議長は、会議録を作成し、会議に出席した2人の委員とともに署名しなければならない。

(委任)

第8条 第3条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

1. 年齢構成

① 年齢構成が高く、医療費水準が高い

- ・ 65～74歳の割合:市町村国保(38.9%)、健保組合(3.0%)
- ・ 一人あたり医療費:市町村国保(35.0万円)、健保組合(14.9万円)

2. 財政基盤

② 所得水準が低い

- ・ 加入者一人当たり平均所得:市町村国保(84.4万円)、健保組合(207万円(推計))
- ・ 無所得世帯割合:28.4%

③ 保険料負担が重い

- ・ 加入者一人当たり保険料/加入者一人当たり所得
市町村国保(9.8%)、健保組合(5.7%) ※健保は本人負担分のみ推計値

④ 保険料(税)の収納率

- ・ 収納率:平成11年度 91.38% → 平成27年度 91.45%
- ・ 最高収納率:95.49%(島根県) ・最低収納率:87.44%(東京都)

⑤ 一般会計繰入・繰上充用

- ・ 市町村による法定外繰入額:約3,900億円 うち決算補てん等の目的:約3,000億円、繰上充用額:約960億円(平成27年度)

3. 財政の安定性・市町村格差

⑥ 財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在

- ・ 1716保険者中3000人未満の小規模保険者 471 (全体の1/4)

⑦ 市町村間の格差

- ・ 一人あたり医療費の都道府県内格差 最大:2.6倍(北海道) 最小:1.1倍(富山県)
 - ・ 一人あたり所得の都道府県内格差 最大:22.4倍(北海道) 最小:1.2倍(福井県)
 - ・ 一人当たり保険料の都道府県内格差 最大:3.6倍(長野県)※ 最小:1.3倍(長崎県)
- ※東日本大震災による保険料(税)減免の影響が大きい福島県を除く。



① 国保に対する財政支援の拡充

② 国保の運営について、財政支援の拡充等により、国保の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、

- ・ 財政運営を始めとして都道府県が担うことを基本としつつ、
- ・ 保険料の賦課徴収、保健事業の実施等に関する市町村の役割が積極的に果たされるよう、都道府県と市町村との適切な役割分担について検討

③ 低所得者に対する保険料軽減措置の拡充

国保制度改革の概要（運営の在り方の見直し）

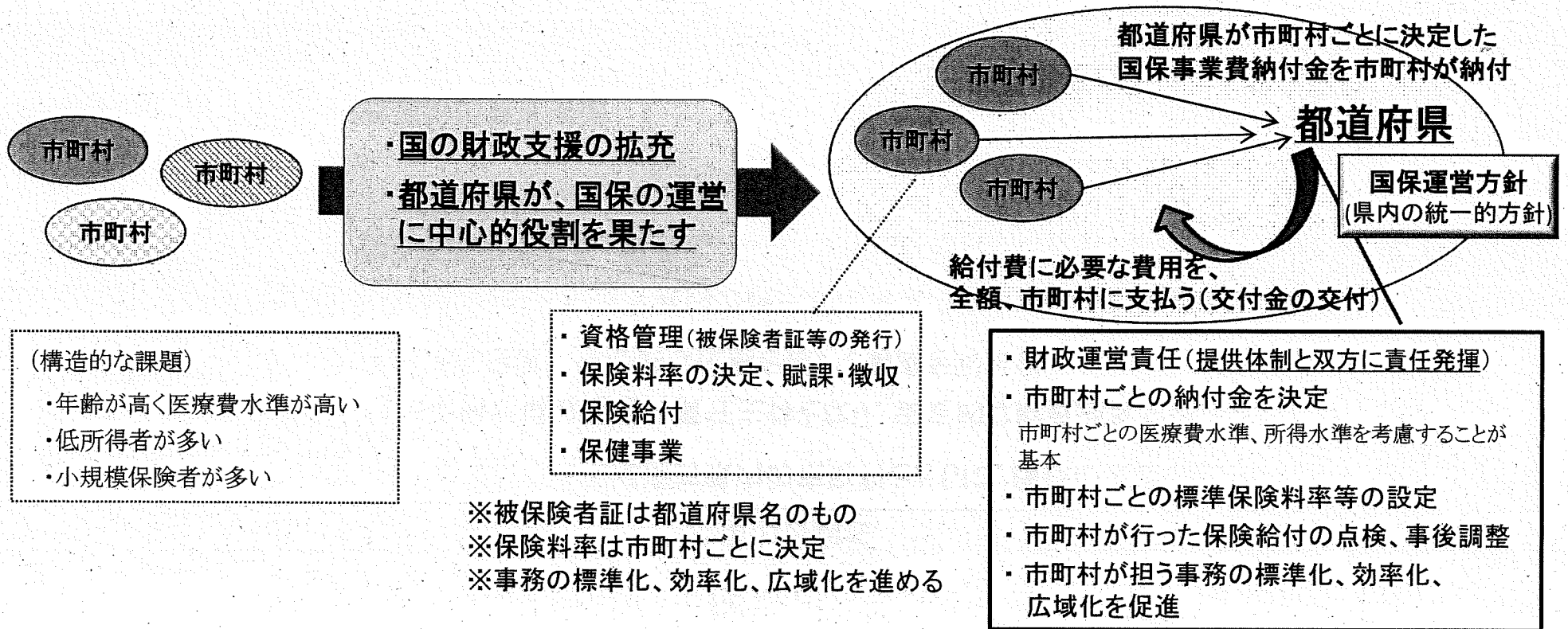
○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

- ・給付費に必要な費用は、全額、都道府県が市町村に交付
- ・将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
- ・都道府県は、国保の運営方針を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

○市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

【改革前】 市町村が個別に運営

【改革後】 都道府県が財政運営責任を担う



国保制度改革の概要（都道府県と市町村の役割分担）

改革の方向性

<p>1. 運営の在り方 (総論)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに、国保の運営を担う ○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化 ○ 都道府県が、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進 	
	<p>都道府県の主な役割</p>	<p>市町村の主な役割</p>
<p>2. 財政運営</p>	<p>財政運営の責任主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ・ 財政安定化基金の設置・運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国保事業費納付金を都道府県に納付
<p>3. 資格管理</p>	<p>国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進</p> <p style="text-align: right;">※4. と5. も同様</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民と身近な関係の中、資格を管理(被保険者証等の発行)
<p>4. 保険料の決定 賦課・徴収</p>	<p>標準的な算定方法等により、市町村ごとの標準保険料率を算定・公表</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ・ 個々の事情に応じた賦課・徴収
<p>5. 保険給付</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い ・ 市町村が行った保険給付の点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険給付の決定 ・ 個々の事情に応じた窓口負担減免等
<p>6. 保健事業</p>	<p>市町村に対し、必要な助言・支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施（データヘルス事業等）

改革後の国保財政の仕組み

○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う (保険給付費等交付金の交付) ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

※納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮

○ 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金に見合った保険料を設定、徴収して都道府県に納付する。

